



総務省

国家戦略特区WGヒアリング 御説明資料

総務省

総合通信基盤局 電波政策課

電波利用の目的と方策

<電波法の目的>

ITU憲章
・条約

電波法 第1条(目的)

この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

日本国憲法

<電波の特性>

電波の有限希少性

電波は相互に干渉することから、場所、時間、周波数との関係で有限希少な資源

電波の拡散性

電波は使用目的以外の場所にも到達することがあるため、何らかのルールにより混信防止が必要

<電波の利用に必要な視点>

電波利用環境の秩序の維持
～有害な混信の防止・排除～

利用者の安全・安心
と利便性向上

希少な電波資源の
有効利用

国際的協調・
調和

電波利用の透明性・
公平性の確保

法令等による規律

電波の公平且つ
能率的な利用

技術等による解決

市場メカニズム・社会規範
の活用

国際協調

公共の福祉の増進

国民の安全・安心の確保

： 災害対策、救急・救命、治安維持、見守り等

国民生活の利便性向上

： スマートフォン、スマートTV、ワイヤレス給電等

社会的な課題への対応

： 環境、エネルギー、少子高齢化、医療、教育等

国際競争力の強化と国際協調

： 産業イノベーションの加速、標準化の推進、世界最先端のワイヤレス環境の構築、新産業・サービスの創出等

周波数の分配

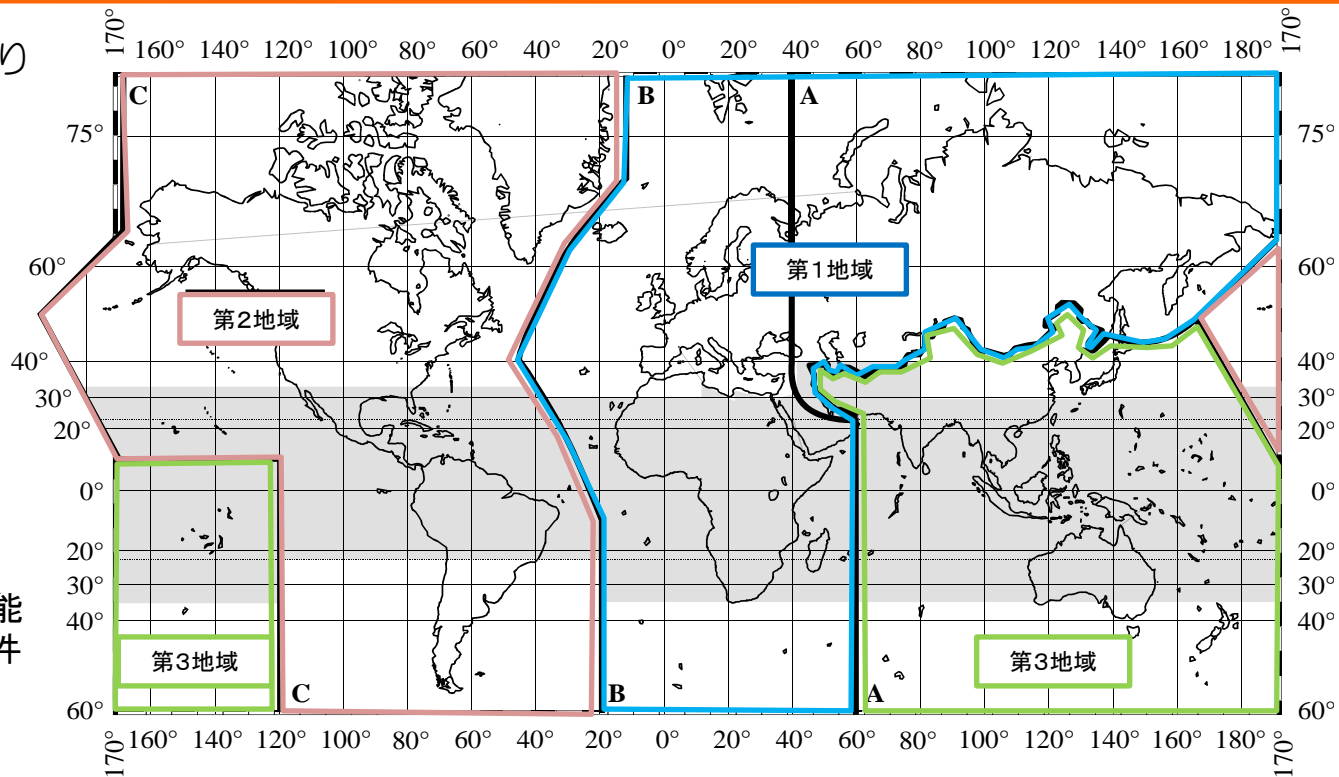
■ 周波数分配のための地域割り

国際電気通信連合 (ITU) 憲章に規定する無線通信規則により、世界を3つの地域に分け、周波数帯ごとに業務の種別等を定めている。(国際分配)

- 第一地域 欧州・アフリカ
- 第二地域 北米・南米
- 第三地域 アジア・オセアニア



国際分配をもとに、国内で割当可能な周波数、業務の種別、目的、条件等を規定 ⇒「周波数割当計画」



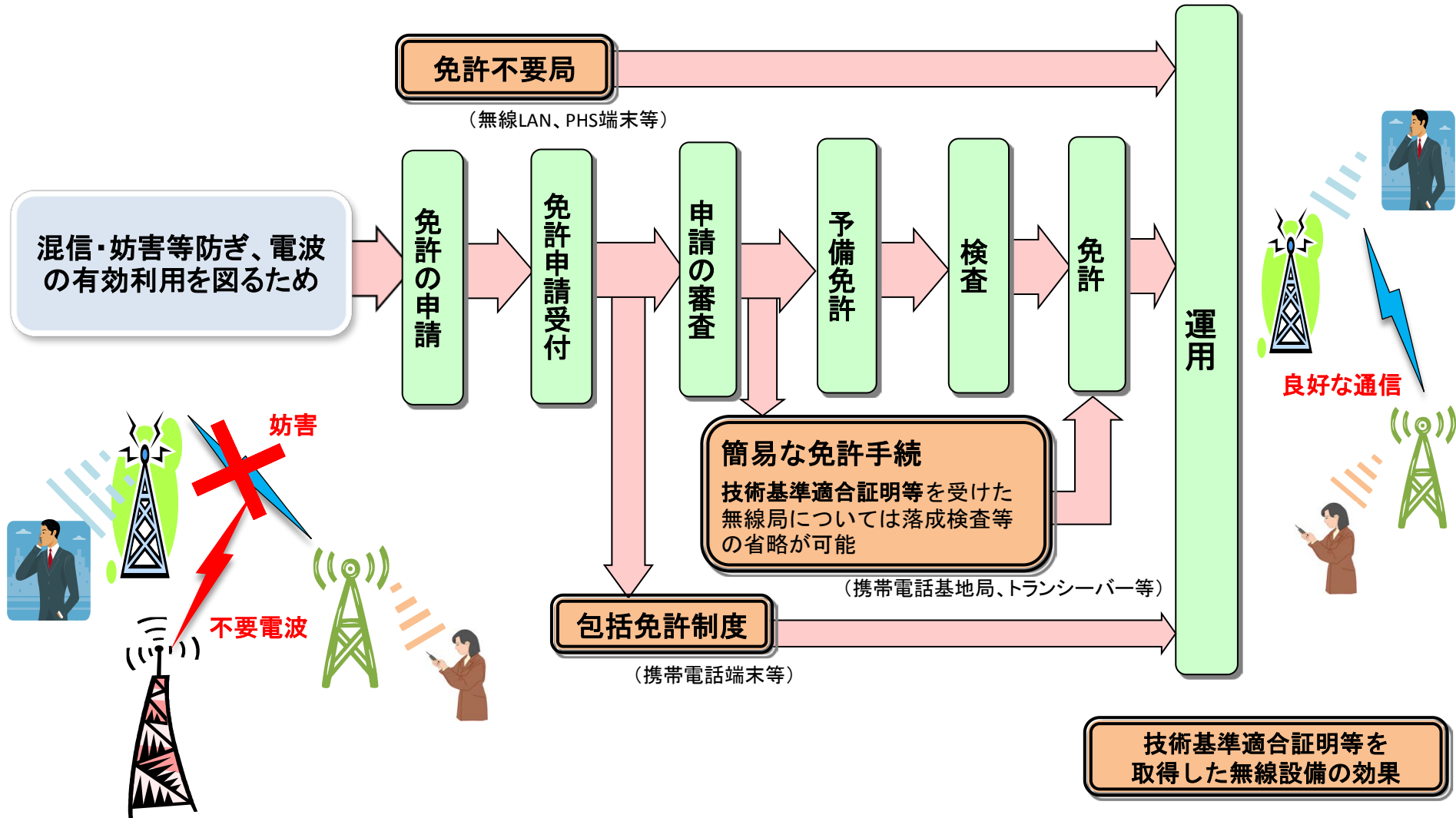
■ 国際周波数分配表(一部抜粋※)

※脚注を除く

第一地域	第二地域	第三地域
470-790 放送	470-512 放送 固定 移動	470-585 固定 移動 放送
	512-608 放送	
	608-614 電波天文 移動衛星 (航空移動衛星 (地球から宇宙) を除く。)	585-610 固定 移動 放送 無線航行
	614-698 放送 固定 移動	610-890 固定 移動 放送
	698-806 放送 固定 移動	
	806-890 固定 移動 放送	
790-862 固定 放送 移動 (航空移動を除く)		
862-890 固定 移動 (航空移動を除く) 放送		

無線局免許(無線局の免許手続き)

電波を利用するためには、無線設備などを備えた無線局を開設することが必要となり、無線局を開設するためには、原則総務大臣の免許を受けることが必要。この際に、技術基準適合証明等を取得した無線設備の免許申請手続きについては、包括免許制度や免許手続きの簡略化といった迅速かつ効率的な処理が行えるようになっている。



特定実験試験局制度

実験試験局に係る免許手続は、通常、免許申請→審査→予備免許→落成検査→免許のプロセスを経ますが、特定実験試験局では、一定の条件の下、これらの手続を簡略化し(予備免許手続、落成検査の省略)、申請から免許までの期間を、1～2週間と大幅に短縮しています。

- (主に混信の防止を図る観点から)特定実験試験局に求められる条件は次のとおり。
 - (1)周波数、空中線電力及び使用可能な地域は、予め告示された範囲内。
 - (2)免許期間は、特定実験試験局が使用可能な周波数等を定める告示に規定する期間を超えない範囲で、最長5年。
 - (3)登録検査等事業者による無線設備の事前点検が必要。
 - (4)混信を回避するため、特定実験試験局相互間の運用調整が必要。

- 事前手続の簡略化のほか、事後手続も簡略化。(例:無線設備の設置場所の変更による検査の省略等)

「**技術基準適合証明**」とは、総務省令で定めた小規模な無線局に使用する無線設備（**特定無線設備**）が電波法第3章に定める技術基準に適合していることを証明すること。

無線局免許事務の簡素合理化と申請者等の利便の増進を図ることを目的としている。証明の事業は、総務大臣の登録を受けた「**登録証明機関**」が行っている。証明を受けた無線設備を「**適合表示無線設備**」という。

また、総務省令で定める「**特別特定無線設備**」については、「**技術基準適合自己確認**」により製造業者等が自ら確認することもできる。（第38条の33）

利用者のメリット

- 1 免許を要しない無線局となる場合がある。
- 2 免許ではなく登録により無線局の開設が認められる場合がある。
- 3 個々の無線局毎ではなく複数の無線局を包括して免許申請が行える場合がある。
- 4 無線局の予備免許も落成後の検査も不要となる場合がある。
- 5 既存の無線設備から適合証明設備への取り替えに許可が不要となる場合がある。
- 6 無線従事者の資格がなくとも無線設備を操作できる場合がある。

認証の流れ

